第十条の前の見出しを削り、同条中「第二十三条の三十一第一項」を「第二十三条の三十五第一項」に、「資格についての」を「資格に係る」に改め、「者を」の下に「当該小型船舶に」を加え、同条ただし書を次のように改める。

ただし、当該小型船舶が事業用小型船舶である場合にあつては、その操縦免許は、特定操縦免許でなければならない。

第十条各号を削り、同条に次の一項を加える。

2　次の各号に掲げる者を小型船舶操縦者として乗船させる場合における法第二十三条の三十五第一項の乗船基準は、前項に定めるもののほか、当該各号に定めるとおりとする。

一　技能限定をした操縦免許を受けた者　その乗船する小型船舶がその限定をされた区域のみを航行し、その限定をされた大きさであり、かつ、その限定をされた出力の推進機関を有するものであること。

二　小型船舶の設備その他の事項についての限定をした操縦免許を受けた者　その乗船する小型船舶がその限定をされた小型船舶の設備を有するものであることその他その限定をされたところに適合して航行するものであること。

三　履歴限定をした特定操縦免許を受けた者　その乗船する事業用小型船舶がその限定をされた区域のみを航行するものであること。

第十条を第十二条とし、同条に見出しとして「（乗船基準）」を付する。

第九条中「第二十三条の三十の」を「第二十三条の三十四の」に改め、同条の表第十七条の四の見出し、第十七条の七（見出しを含む。）、第十七条の十から第十七条の十二まで、第十七条の十三第一項及び第十七条の十四の項及び第十七条の四の項を削り、同表第十七条の四及び第十七条の九の項中「第二十三条の三十」を「第二十三条の三十四」に、「第二十三条の二十六第一項」を「第二十三条の三十第一項」に改め、同表第十七条の五、第十七条の六第一項、第十七条の七から第十七条の十二まで、第十七条の十三第一項及び第十七条の十四の項を削り、同表第十七条の五の項中「第二十三条の三十」を「第二十三条の三十四」に、「第二十三条の二十六第三項第二号」を「第二十三条の三十第三項第二号」に改め、同表第十七条の六第一項の項及び第十七条の十の項を削り、同表第十七条の十一第一号の項中「第二十三条の三十」を「第二十三条の三十四」に、「第二十三条の二十六第二項第一号」を「第二十三条の三十第二項第一号」に改め、同表第十七条の十一第二号の項、第十七条の十一第三号の項、第十七条の十一第四号の項、第十七条の十四及び第十七条の十五第三号の項、第十七条の十四及び第十七条の十五第四号の項、第十七条の十五第二号の項及び第十七条の十五第五号の項を削り、同表第二十三条の二十六第二項第二号の項を次のように改める。

第二十三条の三十第一項	前条の規定	
第二十三条の三十第二項	第二十三条の三十二	第二十三条の三十三の規定及び第二十三条の三十四において読み替えて準用する次条第二項において準用する第二十三条の三十三の規定
第二十三条の三十第二号	第二十三条の三十四	

第九条の表第二十三条の二十六第二項第三号の項中「第二十三条の二十六第二項第三号」を「第二十三条の三十第三項第二号」に、「登録操縦免許証更新講習事務」を「登録操縦免許証更新講習の実施に関する事務」に改め、同表第二十三条の二十六第三項の項中「第二十三条の二十六第三項」を「第二十三条の二十六第三項第二号」に、「登録操縦免許証更新講習実施機関」を「登録操縦免許証更新講習を行う者」に改め、同表第二十三条の二十六第三項第三号の項中「第二十三条の二十六第三項第三号」を「第二十三条の三十第三項第二号」に、「登録操縦免許証更新講習事務」を「登録操縦免許証更新講習の実施に関する事務」に改め、同表第二十三条の二十七第二項の項中「第二十三条の二十七第二項」を「第二十三条の三十第二項」に改め、同表第二十三条の二十八の項中「第二十三条の二十八の」を「第二十三条の三十二の」に改め、同条の表第十七条の四及び第十七条の九の項中「第二十三条の二十六第三項第二号」を「第二十三条の三十第三項第二号」に改め、同表第十七条の五の項中「第二十三条の二十六第三項第二号」を「第二十三条の三十第三項第二号」に改め、同表第十七条の十の項を次のように改める。

第十七条の十	登録海技免許講習を	登録小型船舶教習所における小型船舶操縦者の教習を

第八条の表第十七条の十一第一号の項中「第二十三条の二十六第二項第一号」を「第二十三条の三十第二項第一号」に改め、同表第十七条の十一第二号の項、第十七条の十一第三号の項、第十七条の十一第四号の項、第十七条の十五第二号の項、第十七条の十五第三号の項及び第十七条の十五第四号の項を削り、同条を第十条とする。

第七条中「第二十三条の二十七第一項（法第二十三条の三十一第一項（法第二十三条の三十四」に改め、同条を第九条とし、第六条の次に次の二条を加える。

（登録特定操縦免許講習機関の登録の有効期間）

第七条　法第二十三条の二十七第一項の政令で定める期間は、三年とする。

（登録特定操縦免許講習機関等に関する読替え）

第八条　法第二十三条の二十八の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十七条の四及び第十七条の九	第十七条の二第一項	第二十三条の二十六第一項
第十七条の五	第十七条の二第三項第二号から第五号まで	第二十三条の二十六第三項第二号から第四号まで
第十七条の六（見出しを含む。）	登録海技免許講習事務規程	特定操縦免許講習事務規程
第十七条の十一、第十七条の十四並びに第十七条の十五第一号及び第四号	第四条第二項	第二十三条の二十五
第十七条の十一第一号	第十七条の二第二項第一号又は第三号	第二十三条の二十六第二項第一号、第三号又は第四号